

同性婚をめぐる結婚の機能論  
エリザベス・ブレイクの「最小結婚」論を手がかりに

○ 久保田裕之 (日本大学)

近年の日本における同性婚と同性パートナーシップ制度をめぐる議論は、従来の異性愛的結婚を同性愛カップルへと拡張しようとする過程で、そもそも何が結婚の本質であり中心的な機能なのかについての根本的な問い直しの契機を含む点で、結婚と家族の社会学的研究にとっても極めて重要なものである。すなわち、子どもを産み育てることが結婚の目的であり本質であるとする生殖家族モデルと、(同性か異性かにかかわらず) 個人の実存とアイデンティティに深く関わるカップル関係の自由で平等な選択を本質とする性愛家族モデルがここで対立しており、こうした対立は社会における結婚の重心のシフトを反映していると考えられるからである。

しかし、同性婚ないし同性パートナー制度を要請する根拠とされる当事者の困難のなかには、結婚からの排除というよりもむしろ「結婚によって与えられる地位がそもそも結婚によってしか指定できない」という制度的制約に起因するものも少なくない。たとえば、病院での面会権をめぐる問題は、同性パートナーが結婚から排除されていることよりも、そもそも面会権者を患者が自由に指定できないことに起因しており、また、患者の意思決定の代理権をめぐる問題は、結婚できないせいで代理権が親から配偶者へ移行しないことよりも、そもそも本人が指定する代理権者が家族の法定代理権に優先しないことに起因している。同様に、住居や賃借権の相続をめぐる問題も、結婚できないことで法定相続人の地位が親から配偶者へ移行しないことよりも、遺言による同居人に対する相続権者の指定が、法定相続人の遺留分に劣後することに帰されるべきである。というのも、ここで例示されたような困難は、同性愛に基づくが故に結婚から排除されている同性カップルのみならず、たとえ性愛に基づかないとしても長い期間共同生活やケア関係を営む、あらゆる人々のあいだにも生じうるからである(参照: 久保田 2011a; 2011b)。

この点、こうした議論のズレは、結婚に関する法と制度が、その資格と内容を(たとえば現行法上は男女間に限定して)定義する以前に、結婚によって与えられる配偶者の地位を「ただ一人の重要な他者」として公示するという一段抽象的な機能を要請されており、従来の家族研究がこの位相を曖昧にしか捉えてこなかったことが原因ではないかと考える。

そこで、本報告では、1) 家族社会学における家族機能論の系譜を整理したうえで、2) フェミニスト政治哲学者 E・ブレイクによる「最小結婚」の議論 (Brake 2012=2019) を参照することで、3) 近年の日本における同性婚と同性パートナー制度をめぐる議論を批判的に検討していく。具体的には、機能主義的な家族研究の歴史の中で、T・パーソンズにいたる家族機能の縮小と専門化の議論をひもときながら、家族社会学において家族の機能が、どのようなものとして議論されてきたかのみならず、どのような位相で議論されてきたのかを批判的に検討していく。次に、E・ブレイクがリベラリズムと両立する最小限度の結婚制度を構想する中で着目した、結婚による「地位の指定 (status designation)」という分析視角を援用する。最後に、近年の日本における同性婚および同性パートナー制度に関する論文・研究書・一般書の中から議論の構造を抽出し、日本における同性カップルの権利保障をめぐる問題化されてきたのは結婚の権利であったと同時に、その背後にある「ただ一人の重要な他者」という地位の指定 (status designation) であったことを論じたい。

### 参考文献

- 久保田裕之, 2011a, 「家族社会学における家族機能論の再定位——〈親密圏〉・〈ケア圏〉・〈生活圏〉の構想」『人間科学研究科紀要』 37:78-97.
- , 2011b, 「家族福祉論の解体」『社会政策』 3(1): 113-123.
- Brake, Elizabeth, 2012, *Minimizing Marriage: Marriage, morality, and the law*, Oxford University Press (= 2019 (近刊), 久保田裕之監訳『最小結婚』白澤社).

(キーワード: 同性婚、同性パートナー、最小結婚)